

# 高齡者權利擁護等推進事業

# 高齢者権利擁護等推進事業の概要

予算額	平成27年度	104,294千円
	平成28年度	105,310千円

## 1 目的

「高齢者の尊厳の保持」の視点に立って、虐待防止及び虐待を受けた高齢者の被害の防止や救済を図るための成年後見などの高齢者の権利擁護のための取組みを推進

## 2 実施主体

都道府県(事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託可)

## 3 負担割合

国 1/2、都道府県 1/2

## 4 事業内容 (※詳細は後述)

(1) 身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催

(2) 介護施設・サービス事業従事者の権利擁護推進事業

ア 権利擁護推進員養成研修 (介護施設等の指導的立場にある者が対象)

イ 看護職員研修(介護施設等の看護職員が対象 (医療的な観点))

(3) 権利擁護相談支援事業

ア 権利擁護相談窓口の設置 (都道府県が、弁護士、社会福祉士等専門職の窓口を設置)

イ 権利擁護に関する普及啓発(高齢者虐待の防止や成年後見制度等に係る理解の普及・取組の推進を目的としたシンポジウム等を開催)

(4) 権利擁護強化事業(広域的課題や専門的知識を要する事案に対する対応)

(5) 高齢者虐待防止シェルター確保事業

## 5 創設年度 平成19年度 (※高齢者虐待防止法施行に伴い創設)

# 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

(平成17年11月9日法律第124号・平成18年4月1日から施行)

## 目的

高齢者虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳保持のため虐待防止を図ることが重要であることから、虐待防止等に関する国等の責務、虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援の措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止に係る施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

## 定義

1. 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。(H24.10～ 65歳未満の養介護施設入所等障害者を含む。)
2. 「高齢者虐待」とは、①養護者による高齢者虐待、②養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。
3. 高齢者虐待の類型は①身体的虐待、②養護を著しく怠る(ネグレクト)、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

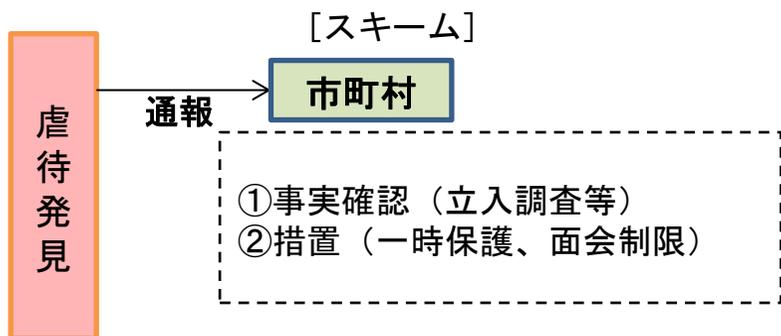
## 国及び地方公共団体の責務等(法第3条)

「関係機関の連携強化等、体制の整備」、「専門的な人材の確保、資質の向上」、「通報義務、救済制度等の広報、啓発」

## 虐待防止施策

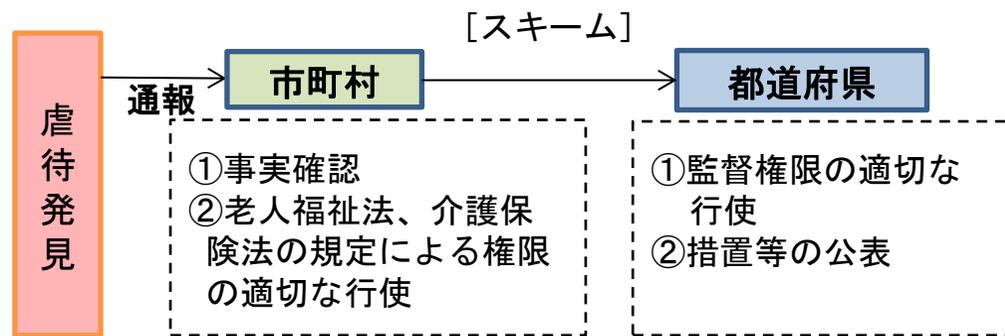
### 養護者による高齢者虐待

[市町村の責務] 相談等、居室確保、養護者の支援  
[都道府県の責務] 市町村の施策への援助等



### 養介護施設従事者等による高齢者虐待

[設置者等の責務]  
当該施設等における高齢者に対する虐待防止等のための措置を実施



# 高齢者虐待防止法における国の役割

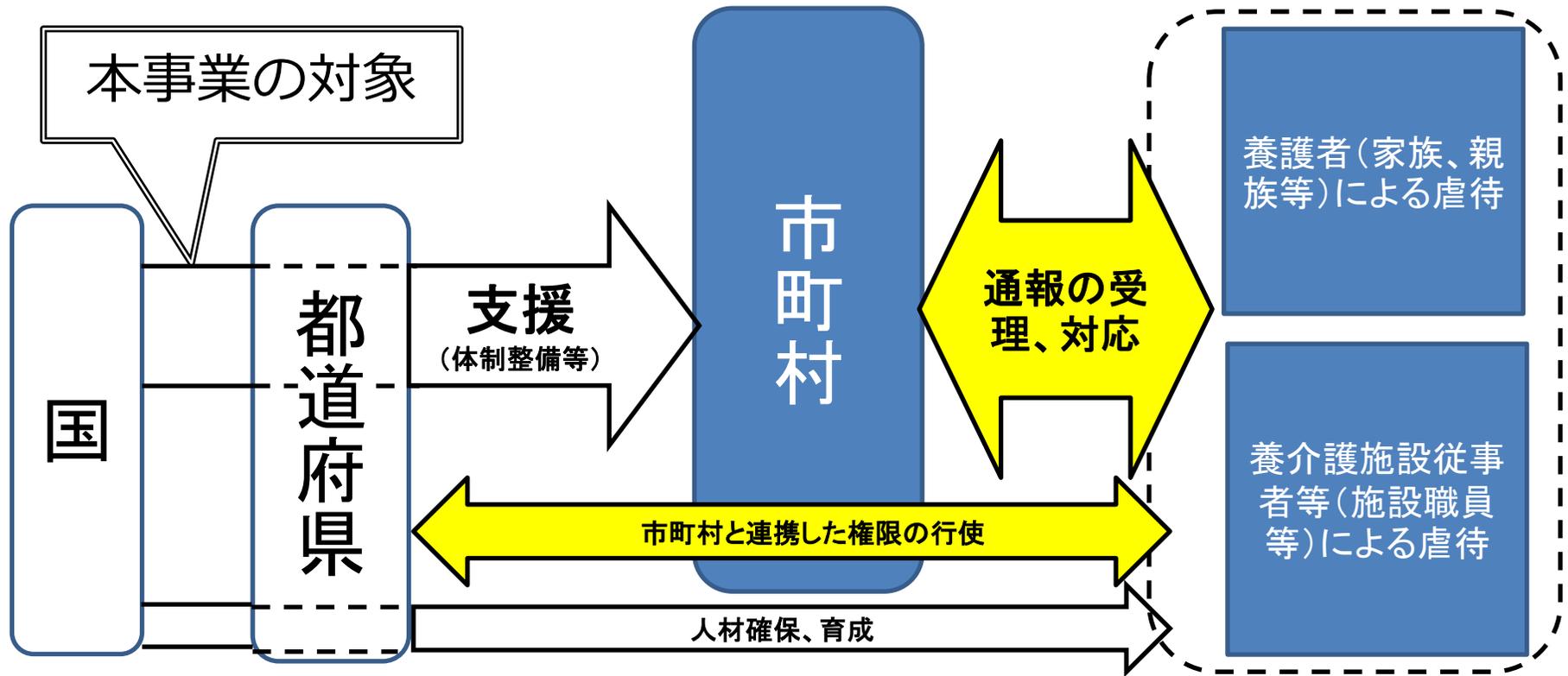
## 【高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 第3条】

国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体との連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者への支援が専門的知識に基づき行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

# 高齢者虐待防止に関する施策の枠組みと本事業の位置づけ

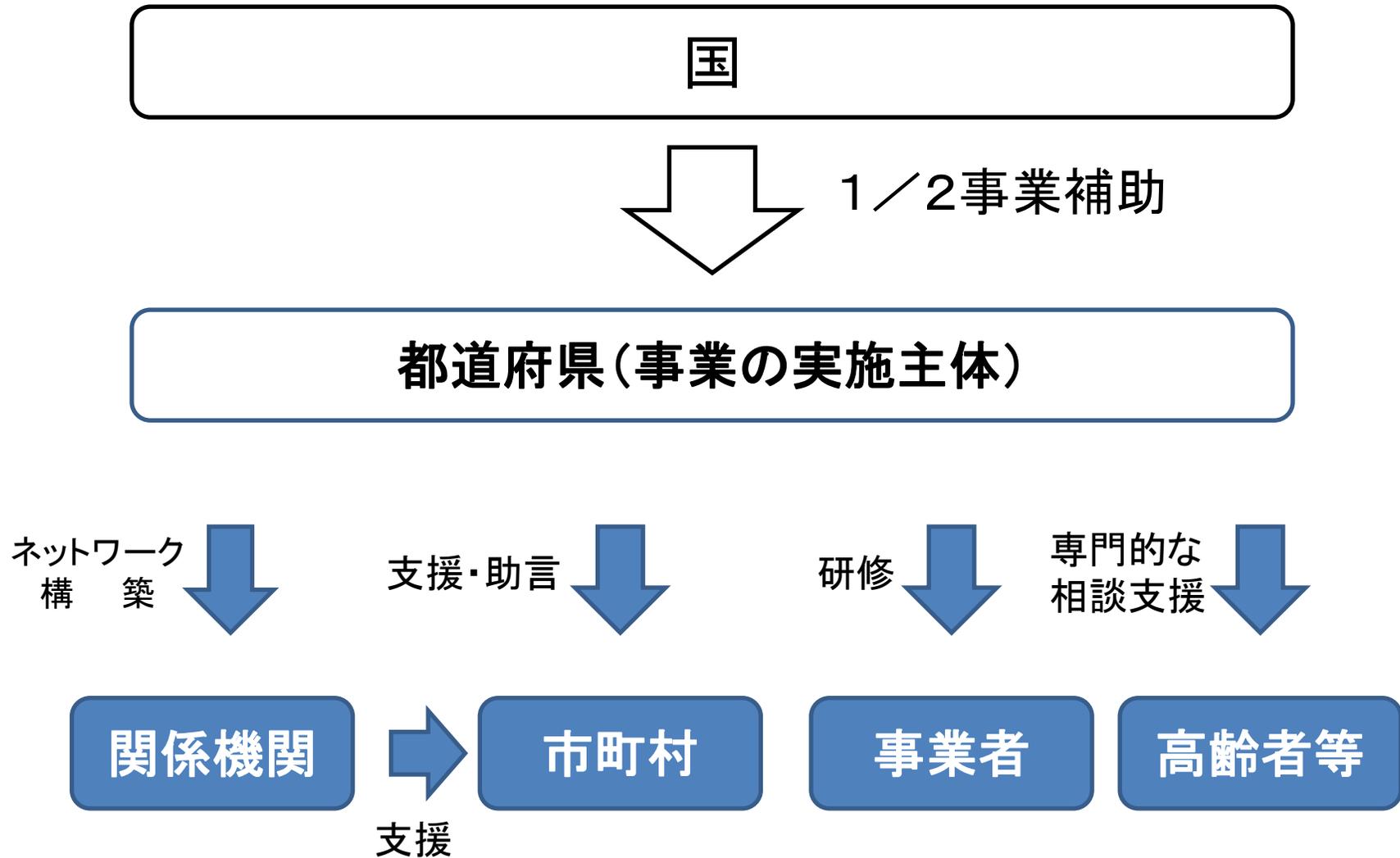


国の責務	都道府県の責務	市町村の責務
虐待防止に資する調査研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人福祉法、介護保険法の権限(施設の監督)の適切な行使</li> <li>措置等の公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談、助言(通報窓口)</li> <li>事実確認</li> <li>居室の確保</li> <li>(自宅等への)立入調査</li> <li>老人福祉法、介護保険法の権限(監督権限)の適切な行使</li> </ul>

【国・地方公共団体に共通する責務】

①関係機関との連携強化等の体制整備、②人材確保、育成、③広報・啓発

# 高齢者権利擁護等推進事業のスキーム



## 【事業内容】 (1) 身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催

- 都道府県が身体拘束廃止に関する相談を行うに当たり、
  - ・関係機関との連絡調整及び相談機能の強化
  - ・市町村が実施する身体拘束の相談窓口の設置に対する支援のため、介護保険施設関係者、居宅介護サービス事業者、関係団体、行政関係者、利用者代表等で構成される会議を開催。

【平成27年度の活用状況】 12道県 2,404千円

【具体的な事業内容】 推進会議の開催。身体拘束にかかる研修。

## 【事業内容】

### (2) 介護施設・サービス事業従事者の権利擁護推進事業① 【権利擁護推進員養成研修】

ア 介護施設等の施設長、介護主任等、「施設内において指導的立場にある者」を対象とし、講義・演習・自施設実習を通じて、高齢者虐待防止法の趣旨の理解及び利用者の権利擁護の視点に立った介護に関する実践的手法を修得させることにより、介護現場での権利擁護のための取組を指導する人材を養成。

【平成27年度の活用実績】 25府県 10,296千円

【具体的な事業内容】 施設内の指導的立場にある者への研修等

## 【事業内容】

### (2) 介護施設・サービス事業従事者の権利擁護推進事業② 【看護職員研修】

イ 介護施設等の看護職員を対象として、講義・演習を通じて、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するための実践的、専門的手法を修得し、地域における高齢者の権利擁護のために必要な援助等を地域において実践できる人材を養成。下記の2つの事業を実施。

(ア) 看護指導者養成研修、 (イ) 看護実務者研修

【平成27年度の活用状況】 (ア) 21都府県 2,010千円

(イ) 24都府県 5,076千円

【具体的な事業内容】 介護施設等の看護職員への研修

## 【事業内容】

### （3）権利擁護相談支援事業① 【権利擁護相談窓口の設置】

ア 高齢者虐待を中心とした権利擁護に関する専門的相談体制を構築。各都道府県が管内の権利擁護に係る関係団体等との密接な連携の下、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職による専門相談員を配置した権利擁護相談窓口を設置。

【平成27年度の活用状況】 31都道府県 48,409千円

#### 【具体的な事業内容】

- ・ 成年後見制度の手続きなど、高齢者の権利擁護に関する高齢者本人やその家族に対する専門的な相談。
- ・ 虐待防止ネットワークの構築、虐待対応困難事例への支援など、市町村及び地域包括支援センターへの助言及び支援 等

## 【事業内容】

### (3) 権利擁護相談支援事業②

#### 【権利擁護に関する普及啓発、その他事業】

- イ 都道府県内の権利擁護の取組を推進するため、高齢者虐待の防止や成年後見制度等に係る理解の普及・取組の推進を目的としたシンポジウムや市町村、地域包括支援センター等の職員を対象とした事例報告(検討)会等を開催。
  
- ウ その他権利擁護推進のために実施主体が必要と認める事業

#### 【平成27年度の活用状況】

- イ 38都道府県 16,211千円
- ウ 19県 5,767千円

#### 【具体的な事業内容】

- イ シンポジウム、事例報告会等の実施
- ウ 県民会議、ネットワーク会議の開催等

## 【事業内容】 (4) 権利擁護強化事業

- 市町村における高齢者虐待の防止等に関する取組の支援を目的として、単独の市町村では対応が困難な広域的な課題や専門的な知識を要する事案等に適切に対応できる職員を配置することなどにより、都道府県の体制強化等を図るため、下記を実施。
  - ア 被虐待高齢者を保護するための措置を行う居室の広域的確保のための調整
  - イ 病院など関係機関等との連携による広域的調整
  - ウ 市町村における困難事例に対する具体的な助言や支援
  - エ 市町村における虐待対応事例の収集、蓄積及び内容の分析
  - オ その他高齢者虐待の防止等に関する市町村への広域的な支援に資する取組として実施主体が必要と認める事業

【平成27年度の活用状況】 2県 1,380千円

【具体的な事業内容】 市町村への専門職派遣。資質向上研修等。

## 【事業内容】 (5) 高齢者虐待防止シェルター確保事業

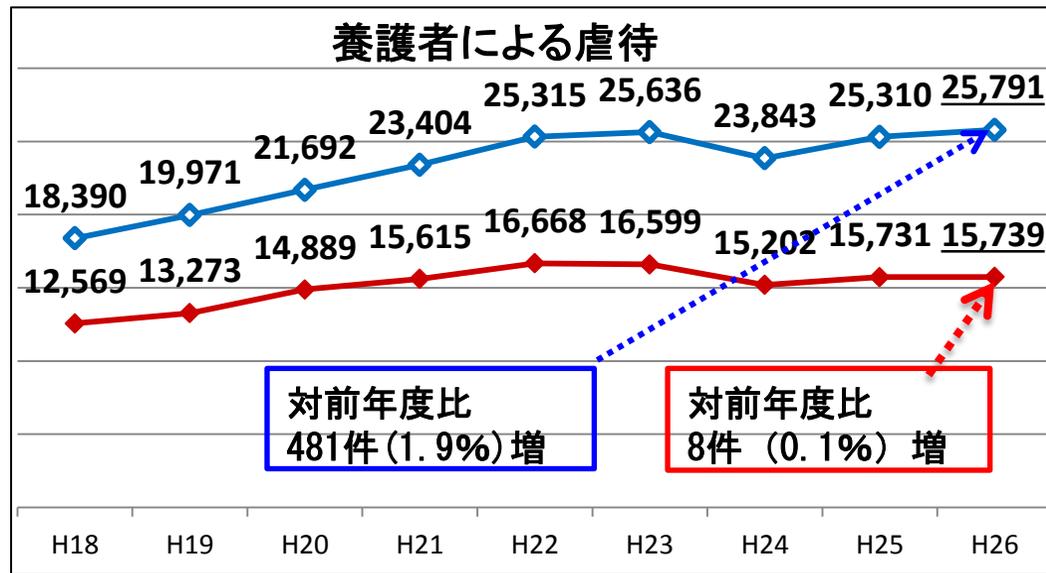
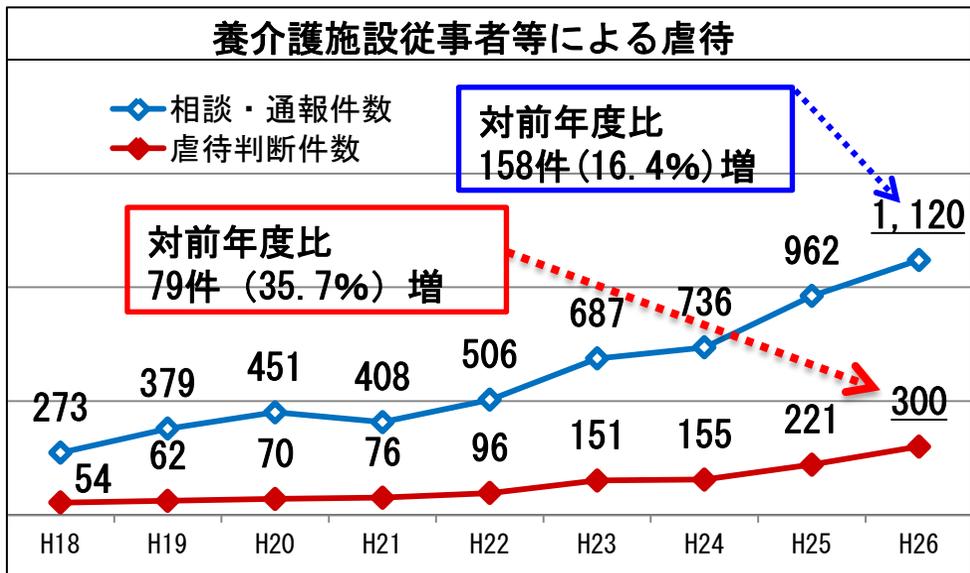
- 高齢者が養護者や養介護施設従事者等から虐待を受け、市町村長が保護・分離の措置等を講ずる際に、当該措置がなされるまでの間、都道府県が広域的な観点から、民間宿泊施設や介護保険施設等の借り上げを行うなど、緊急一時的に高齢者を避難させるための事業を実施。

【平成27年度の活用状況】 なし ※H25～27実績なし。

【具体的な事業内容】 施設の借り上げ等。

# 高齢者虐待の現状（平成27年度調査の概要）

## 1 高齢者虐待に関する相談・通報、虐待判断件数



※ 虐待防止対応の体制整備等が進んでいる市町村ほど、高齢者人口当たりの虐待判断件数が多い傾向が見られる。

## 2 調査結果のポイント

	養介護施設従事者等による虐待	養護者による虐待
虐待者の状況	男性の比率が高い(59.3%) (参考)介護従事者男性割合(21.9%)	息子が40.3%、夫が19.6%、娘が17.1%
通報者・通報後の対応	・当該施設職員が24.0% ・通報から事実確認開始まで6日、虐待確認まで12日(中央値)。	・介護支援専門員が30.0% ・通報から事実確認開始まで0日、虐待確認まで1日(中央値)。
主な発生要因分析	・教育・知識・介護技術等に関する問題 (62.6%) ・職員のストレスや感情コントロールの問題 (20.4%)	・虐待者の介護疲れ・介護ストレス (23.4%) ・虐待者の障害・疾病 (22.2%)
要介護度・認知症等との関係	・認知症の割合が多い。(認知症日常生活自立度Ⅱ以上: 77.3%) ・入所系施設において、認知症がある場合、「身体的虐待」が多い。	・認知症の割合が多い。(要介護認定者に占める認知症日常生活自立度Ⅱ以上の割合: 69.9%) ・要介護度、認知症日常生活自立度、寝たきり度が高くなると、「介護等放棄」が高まる。また、虐待の程度の深刻度が重くなる
その他	・虐待等による死亡事例なし ・特養が31.7%、有料老人ホームが22.3%。 ・虐待防止対応の体制整備等が進んでいる市町村ほど、高齢者人口当たりの虐待判断件数が多い傾向が見られる。	・虐待等による死亡事例 25件、25人 ・介護保険サービスを受けているケースは他に比べて虐待の深刻度が低い。 ・虐待防止対応の体制整備等が進んでいる市町村ほど、高齢者人口当たりの虐待判断件数が多い傾向が見られる。

# 事業見直しの方向性

- 本事業は、高齢者虐待にかかる国の唯一の事業であり、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に定められた国の役割(専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講じる 等)を果たすうえで、重要度は極めて高い。
- 一方で、事業創設から10年目になるため、実施主体である都道府県の意見も伺いながら、より効果的な事業になるよう、事業内容の見直しを行っていく。
- 具体的には、施設職員のストレス軽減や施設に対する第三者など外部の目の積極的な活用に資する内容を加える一方、必要性の乏しいメニューを廃止し、併せて都道府県や市町村の先進的な取組の横展開を行えるよう事業の再構築を図る。